

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年八月三十日奈良県指令建第九二―七五号

平成二十五年十一月十一日奈良県指令建第九二―七五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月二十五日建第八〇九五号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市雲梯町九〇七番一、九〇七番二、九〇七番三、九〇七番四、九〇七番五、九

〇七番六、九〇七番七及び九〇七番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市瓦口二―一二番地 クレセントビル香芝五〇三号

吉田光孝